

やさしい法人税のしくみ

開催のご案内

初めて法人税法を学ばれる方、もう一度基礎から学びたい方を対象に法人税のしくみを4日間で分かり易く解説いたします。
ご要望の多かった研修会でもあり、法人税だけではなく日常業務にもお役立ていただけますので奮ってご参加ください。

日時 ▶ 11月5日(木) 12日(木) 19日(木) 26日(木) いずれも 13:30~16:00

会場 ▶ 新宿法人会館3階 北新宿1-19-19

- JR総武線大久保駅 南口から徒歩7分
- 西武新宿線西武新宿駅 北口から徒歩10分

講師 ▶ 新宿税務署
法人課税第1部門担当官

なかなか学ぶ機会のない
法人税の基礎を
4日10時間で
コンパクトに学習できます

テキスト
「法人税入門の入門」
(税務研究会)は持ち帰って
業務にも活用いただけます

受講料 ▶ 会 員 2,000円 一般 4,000円
(税込) 新入会員 1,000円

※2019.4以降入会が新入会員となります。
資料、テキスト代を含む。初日にご持参ください。

税務署担当官による
実務に即した内容の
研修会です

過去5年間で
300名以上が受講した
人気の講座です

定員 ▶ 60名 ※1社1名まで。
定員超過の際はお断りのご連絡をいたします。
受講証などの発行はありません。

● 主な学習内容(予定) ※筆記用具と電卓をご持参ください。出来るだけマスクの着用をお願いします。

法人税の基礎	<ul style="list-style-type: none"> 法人税を納めなければならない法人 法人税のかかる利益 	<ul style="list-style-type: none"> 所得金額の計算のしかた 会社の決算と税法
収益の税務	<ul style="list-style-type: none"> 益金となるものならないもの 収益はいつ計上するか 	<ul style="list-style-type: none"> 受取配当金は益金にならない 評価益と還付金
費用の税務	<ul style="list-style-type: none"> 損金となるものならないもの 減価償却、繰延資産とは 役員給与にはいろいろな制限がある 	<ul style="list-style-type: none"> 損金となる寄附金、交際費には限度がある 損金とならない租税公課がある 貸倒れの条件はきびしい
税額計算と申告・納付	<ul style="list-style-type: none"> 税額計算のしくみはどうなっているか 同族会社に対する特別な税金とはどのようなものか 	<ul style="list-style-type: none"> 税額控除にはどのようなものがあるか 申告と納付はどうすればよいのか

申込み

FAX、メールで申込みください。QRコードからも簡単に申込みできます。
FAX:03(3371)3834 メール: info@shinjuku-hojinkai.or.jp



問合せ

新宿法人会 事務局
TEL.03(3371)3821

やさしい法人税のしくみ 参加申込書

法人名	区分 (○してください)		会員・新入会員・一般
所在地			
連絡先	TEL	FAX	メール
受講者 (1社1名まで) 役職・氏名	事業内容		

※ご記入いただきました情報は、当講座の準備(お問い合わせを含む)以外には使用いたしません。